

国立歴史民俗博物館運営会議規程

〔平成16年5月21日
歴博規第 1号〕

最近改正 平成20年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規程（以下、「運営会議規程」という。）第7条に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）に置かれる運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、博物館内部委員10名及び外部委員11名の21名で構成する。

2 運営会議規程第3条に基づき館長が推薦する博物館内部委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副館長2名
- (2) 研究推進センター長、博物館資源センター長及び広報連携センター長
- (3) 総合研究大学院大学日本歴史研究専攻長
- (4) 館長が指名する教授4名

3 運営会議規程第3条に基づき館長が推薦する外部委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学の教員
- (2) 学識経験者

(議長)

第3条 会議に議長を置き、委員の互選による。

2 議長は、会議を主宰する。

(副議長)

第4条 会議に副議長1名を置き、委員の互選による。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、館長の求めに応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 会議に、専門的事項について調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 議長が必要と認める場合、専門委員会に委員以外の者を加えることができる。
- 3 専門委員会の設置及び運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされた日又は平成19年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。